法テラスの予算増加を望む　～更なる期待に応えるために～

平成一八年一〇月二日に法テラスが開業して以来三年となる。私は栗原前所長の逝去に伴い、平成一九年四月から静岡地方事務所長をさせて頂いてきたが、本年九月三〇日をもって退任するにあたり、考えるところを皆様に御理解頂き度い。

法テラスは、経済的、地域的、その他あらゆる障害により法的サービスを受けられない人達にこれを提供し、市民の司法へのアクセス環境の向上を目的として作られたものである。そして、その業務は、①電話、面談による市民への紛争解決情報の提供、②資力の乏しい市民に対する無料法律相談、訴訟・調停などの場合の弁護士或いは司法書士費用の立て替え、③過疎地における法律事務所の設置と無料相談、④犯罪被害者の支援、⑤国選弁護関連業務を本来業務としている。そして更に、日本弁護士連合会からの委託業務として、本来業務だけでは不十分な、刑事被疑者弁護援助事業、少年事件における弁護援助事業、犯罪被害者法律扶助事業、外国人・高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助事業なども行っている。

当然ながら、これらの業務は、その殆んどが、政治や行政の不行届或いは失敗により不自由な生活を送らざるを得ない市民を法的に援助しようとするものであり、最近の政府の方針である「小さな政府」「事後救済社会」にとって、これを支える誠に重要な業務であると位置付けられる。

ところが、法テラスの市民に対する認知度は、二〇パーセント強に止まっている。私共は、この認知度を上げて更に多くの市民が法テラスを利用して頂き、市民にとって頼りがいのある存在となるべく努力してきた積りであるが、誠に残念でならない。

その原因としては、予算不足に尽きる。全国各地の地方事務所はいずれも乏しい広報費の下で懸命に工夫を凝らしている。また、認知度を上げるためには、

資力の乏しい市民に対する援助を更に広げなければならず、そのためにはそれに伴う職員の増員も図らなければならない。しかし、予算を気にしながら不十分な人的体制の下で、残業もいとわず目一杯働いているのが現状である。

法テラスも独立行政法人であり、国の予算を受けている。その数一〇一といわれる独立行政法人の中には不要なものもかなりあり、また、官僚の天下り先となって多額の予算を使っていると言われている。しかし、法テラスにはこのような批判は当らない。

新政権下にあっては、様々な分野での無駄な予算配分を改め、法テラスの前記位置づけを明確に認識して､それに相応しい予算配分をして頂き度いと共に、それなくして、法テラスが今以上に市民の皆様の期待に応えることが困難であることを市民の皆様も御理解頂き度い。

【平成２１年１０月１日　静岡新聞　朝刊　掲載】